

令和6年9月11日

タクシーの運賃改定実施による労働条件の改善状況の調査結果について

徳島県市部地区及び郡部地区におけるタクシー運賃の改定(令和5年9月11日実施)に係るタクシー運転者の労働条件の改善状況については、令和6年7月9日付けで徳島県タクシー協会から公表されましたが、その中で、一定の改善状況に達していないと認められる事業者を対象に、当局において再調査しましたので、その概要を別紙のとおりお知らせ致します。

なお、この調査により、全ての事業者について、運賃改定時に発出した通達に則った労働条件の改善について、特に指導を行う必要がないと認められたので、併せて報告します。

(指導通達) 運賃改定に伴う運転者の労働条件の改善等について

今回の運賃改定申請については、運転者の労働条件の改善が主要な理由のひとつとしてあげられていることを踏まえ、タクシーサービスの質を確保するためには運転者の労働条件について、一定の水準を確保することが必要であることを勧告し、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合(歩合率)を維持した上で、健全な経営が成立する水準の運賃を設定するという考え方にに基づき査定を行ったところである。

このため、今回の運賃改定の実施により、運転者の労働条件の改善が適切に図られるよう、貴傘下会員に対し、以下の各事項について指導すること。

- (1) 運賃改定実施後において、上記の考え方に則って、歩合率を維持させること等により、各事業者において、適切に運転者の労働条件の改善措置を講じること。
- (2) 運賃改定の認可又は届出後、運転者の労働条件改善についての考え方を利用者に対して積極的に表明すること。
- (3) 運賃改定実施後の然るべき時期において、運転者の労働条件の改善状況について、自主的にその実績を公表すること。その際、賃金水準のみならず、実質的な労働者負担の軽減や手当て類の創設等これに関連して講じた措置についても併せて公表すること。

< 本件に対するお問い合わせ先 >
電話 : 087-802-6771
四国運輸局自動車交通部旅客課
担当: 菊池、山下、安澤

タクシーの運賃改定実施による労働条件の改善状況の調査結果

1. 調査の概要

運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善が一定の改善状況に達していないと認められる下記に該当する事業者を対象にヒアリング等調査を行った。

- 全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況が前年同期と比較して減少した事業者

2. 調査対象事業者数

	運賃改定事業者数	調査対象事業者	上記に該当
市部・郡部地区	70社	70社	3社

※該当3社のうち、廃止事業者1社及び経営者等役員のみが乗務する事業者1社を除く1社の調査を実施

3. 調査結果

一定の改善状況に達していない主な事由は次のとおり。

- 営業収入の減少により、賃金改善率が低下したもの

該当する事業者1社について調査確認したところ、その理由は、自治体を実施するタクシーチケット廃止に伴う営業収入の減少によるものであったため、指導は要しないものと認められました。

【用語の説明】

- 賃金支給率の変動状況

$$\frac{\text{全運転者に係る運賃改定実施後6ヶ月間の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る運賃改定実施後6ヶ月間の総労働時間数}} \div \frac{\text{全運転者に係る前年同期の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る前年同期の総労働時間数}} \times 100$$